



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（海岸防災課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部工業高等学校） 4

訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課） 6

教育委員会事項

- 沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則 7

告 示

沖縄県告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成23年 8月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
徳村正光	糸満市字喜屋武110番地
幸地克夫	糸満市字喜屋武125番地
慶留間修	糸満市字喜屋武250番地
徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
久米昇	糸満市字喜屋武345番地
島当朝栄	糸満市字糸満1505番地の6 親田原市営住宅A棟301号

沖縄県告示第408号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年 8月 5日から同月19日まで伊是名漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年 8月 5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 伊是名村字内花3051番地の42 名嘉久男、伊是名村字勢理客2760番地 名嘉治市
- 2 加入区 伊是名加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊是名漁業協同組合

沖繩県告示第409号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成23年 8月 5日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成23年 7月26日 沖繩県指令土第723号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 宮古島市平良字西里186番地 宮古島市
 - (2) 代表者 宮古島市平良字東仲宗根618番地4 宮古島市長 下地敏彦
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - (ア) A区域 宮古島市伊良部字伊良部南方原1492番21地先公有水面
 - (イ) B区域 宮古島市伊良部字伊良部北下地1494番2地先公有水面
 - (2) 区域
 - (ア) A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ㊹の地点 四等三角点（アングニ）（北緯24度48分57秒7113、東経125度11分5426）から269度2分27秒1,898.43メートルの地点
 - ㊺の地点 ㊹の地点から306度21分45秒4.68メートルの地点
 - ㊻の地点 ㊺の地点から223度51分30秒13.10メートルの地点
 - ㊼の地点 ㊻の地点から224度29分51秒20.00メートルの地点
 - ㊽の地点 ㊼の地点から225度35分14秒20.01メートルの地点
 - ㊾の地点 ㊽の地点から228度1分4秒20.05メートルの地点
 - ㊿の地点 ㊾の地点から228度6分2秒20.06メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊿の地点から225度36分26秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から218度54分37秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から209度35分19秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から200度3分59秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から190度36分7秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から181度1分52秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から171度29分21秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から162度0分0秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から152度32分16秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から142度55分26秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から135度40分1秒0.55メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から223度49分47秒6.47メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から133度52分4秒2.11メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から43度53分9秒0.69メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊸の地点から135度38分51秒0.25メートルの地点

- ㉓の地点 ㉒の地点から44度5分53秒11.01メートルの地点
 - ㉔の地点 ㉓の地点から311度7分11秒0.73メートルの地点
 - ㉕の地点 ㉔の地点から45度26分18秒11.46メートルの地点
 - ㉖の地点 ㉕の地点から44度22分11秒18.51メートルの地点
 - ㉗の地点 ㉖の地点から43度29分29秒10.15メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉗の地点から44度1分38秒11.20メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉘の地点から43度38分2秒14.74メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から133度50分12秒0.28メートルの地点
- (イ) B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉛の地点と㉜の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㉛の地点 四等三角点（アンダニ）（北緯24度48分57秒7113、東経125度11分54秒26）から266度23分18秒1,992.49メートルの地点
 - ㉜の地点 ㉛の地点から313度51分29秒2.13メートルの地点
 - ㉝の地点 ㉜の地点から223度49分37秒6.36メートルの地点
 - ㉞の地点 ㉝の地点から311度18分24秒0.71メートルの地点
 - ㉟の地点 ㉞の地点から303度9分56秒1.00メートルの地点
 - ㊱の地点 ㉟の地点から293度53分55秒1.00メートルの地点
 - ㊲の地点 ㊱の地点から284度32分11秒1.00メートルの地点
 - ㊳の地点 ㊲の地点から275度9分48秒1.00メートルの地点
 - ㊴の地点 ㊳の地点から265度52分25秒1.00メートルの地点
 - ㊵の地点 ㊴の地点から256度31分12秒1.00メートルの地点
 - ㊶の地点 ㊵の地点から247度10分39秒1.00メートルの地点
 - ㊷の地点 ㊶の地点から237度52分2秒1.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊷の地点から228度41分24秒1.00メートルの地点
 - ㊹の地点 ㊸の地点から222度43分55秒1.00メートルの地点
 - ㊺の地点 ㊹の地点から219度48分28秒10.03メートルの地点
 - ㊻の地点 ㊺の地点から215度30分19秒11.96メートルの地点
 - ㊼の地点 ㊻の地点から116度33分24秒6.12メートルの地点
 - ㊽の地点 ㊼の地点から43度8分17秒20.83メートルの地点
 - ㊾の地点 ㊽の地点から138度18分24秒0.48メートルの地点
 - ㊿の地点 ㊾の地点から43度58分20秒10.01メートルの地点
 - ㊿の地点 ㊿の地点から318度20分36秒0.21メートルの地点

(3) 面積

- A区域 587.84平方メートル
- B区域 217.58平方メートル
- 総面積 805.42平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成21年3月31日 沖縄県指令土第468号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 宮古島市

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年9月27日まで縦覧に供する。

平成23年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 申請のあった年月日 平成23年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぽかぽか

- 3 代表者の氏名 玉村こずえ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字糸満771番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親の育児不安に対応・支援していく中で、子どもの健全な育ちを目指し、子育て家庭が共に育ち合い互いに支え合えるための支援事業や子育て支援機関と連携を図り、地域全体で子育て・子育ての支援ができる基盤形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年8月5日から同年12月5日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。

平成23年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社JPTダイレクト 東京都千代田区内神田三丁目2番8号 取締役 栗国正樹
- 3 届出年月日 平成23年6月30日
- 4 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前零時から午後12時まで
- 5 変更する年月日 平成24年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年8月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年11月2日 沖縄県指令土第884号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根146番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根146番地1 大城繁夫
- 5 検査済証番号 平成23年7月26日 第2913号
- 6 工事完了年月日 平成23年6月20日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

沖縄県立南部工業高等学校長 嘉手苺良治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 精密旋盤 10台、フライス盤 5台
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成24年2月29日（水曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立南部工業高等学校機械システム科実習棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であ

ること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成23年8月9日（火曜日）から同月23日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室 〒901-0402 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338番地 電話番号098-998-2313

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月15日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立南部工業高等学校会議室

5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成23年8月9日（火曜日）から同月23日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立南部工業高等学校事務室

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立南部工業高等学校
- (2) 所在地 〒901-0402 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338番地

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成23年9月14日（水曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立南部工業高等学校に提出すること。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成23年 8 月 17 日 (水曜日) 午後 1 時
 - イ 場所 沖縄県立南部工業高等学校会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lathe (10units) And Milling Machine (5 units)
- (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE
February 29, 2012, Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Mechanics course building
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
1:00 p.m. August 17, 2011
- (4) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. September 15, 2011
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Nanbu Technical Senior High School Office
1338 Tomori Yaese Town, Okinawa, Japan, 901-0402
Telephone 098-998-2313

訓 令

沖縄県訓令第117号
 沖縄県教育委員会訓令第15号
 沖縄県警察本部訓令第10号

庁 内 一 般
 教 育 庁 部
 警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年 8 月 5 日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
 沖 縄 県 教 育 委 員 会 委 員 長 中 野 吉 三 郎
 沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成 4 年沖縄県訓令第 5 号・沖縄県教育委員会訓令第 1 号・沖縄県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「文化環境部長」を「環境生活部長」に、「観光商工部長」を「^{「商工労働部長}文化観光スポーツ部長」に改める。

別表第 2 中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「文化環境部平和・男女共同参画課長」を「環境生活部自然保護課長」に、「文化環境部県民生活課長」を、「環境生活部県民生活課長」に、「文化環境部環境政策課長」を「環境生活部平和・男女共同参画課長」に、「文化環境部自然保護課長」を「福祉保健部福祉・援護課長」に、「福祉保健部福祉・援護課長」を「福祉保健部高齢者福祉介護課長」に、「福祉保健部健康増進課長」を「福祉保健部青少年・児童家庭課長」に、「福祉保健部高齢者福祉介護課長」を「福祉保健部障害保健福祉課長」に、「福祉保健部青少年・児童家庭課長」を「福祉保健部健康増進課長」に、「福祉保健部障害保健福祉課長」を「福祉保健部薬務疾病対策課長」に、「福祉保健部薬務衛生課長」を「農林水産部営農支援課長」に、「農林水産部営農支援課長」を「農林水産部糖業農産課

長」に、「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長」に、「観光商工部商工振興課長」を「商工労働部商工振興課長」に、「観光商工部経営金融課長」を「商工労働部経営金融課長」に、「観光商工部雇用労政課長」を「商工労働部雇用政策課長」に、「観光商工部観光振興課長」を「文化観光スポーツ部観光振興課長」に、「観光商工部交流推進課長」を「文化観光スポーツ部交流推進課長」に、「観光商工部文化振興課長」を「文化観光スポーツ部文化振興課長」に、「教育庁文化課長」を「教育庁文化財課長」に、「警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課長」を「警察本部生活安全部生活安全企画課長」に改める。

別表第3中「文化環境部文化振興課文化振興班班長」を「環境生活部環境政策課環境企画班班長」に、「文化環境部平和・男女共同参画課平和推進班班長」を「環境生活部自然保護課自然保護班班長」に、「文化環境部県民生活課消費生活班班長」を「環境生活部県民生活課消費生活班班長」に、「文化環境部環境政策課環境企画班班長」を「環境生活部平和・男女共同参画課平和推進班班長」に、「文化環境部自然保護課自然保護班班長」を「福祉保健部福祉・援護課地域福祉班班長」に、「福祉保健部福祉・援護課地域福祉班班長」を「福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長」に、「福祉保健部健康増進課地域保健班班長」を「福祉保健部青少年・児童家庭課児童育成班班長」に、「福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長」を「福祉保健部障害保健福祉課地域生活支援班班長」に、「福祉保健部青少年・児童家庭課児童育成班班長」を「福祉保健部健康増進課健康づくり班班長」に、「福祉保健部障害保健福祉課在宅福祉班班長」を「福祉保健部業務疾病対策課業務班班長」に、「福祉保健部業務衛生課業務班班長」を「農林水産部営農支援課営農担い手班班長」に、「農林水産部営農支援課営農担い手班班長」を「農林水産部糖業農産課さとうきび班班長」に、「観光商工部産業政策課産業企画人材班班長」を「商工労働部産業政策課産業企画人材班班長」に、「観光商工部商工振興課工芸産業班班長」を「商工労働部商工振興課工芸産業班班長」に、「観光商工部経営金融課団体支援班班長」を「商工労働部経営金融課団体支援班班長」に、「観光商工部雇用労政課能力開発班班長」を「商工労働部雇用政策課雇用対策班班長」に、「観光商工部観光振興課プログラム推進班班長」を「文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長」に、「観光商工部交流推進課主幹」を

「文化観光スポーツ部交流推進課主幹

文化観光スポーツ部文化振興課文化芸術振興班班長 に、「教育庁総務課総務班班長」を「教育庁総務課文化観光スポーツ部スポーツ振興課主幹」

教育企画班主幹」に、「教育庁義務教育課義務教育班班長」を「教育庁義務教育課義務教育指導班班長」に、「教育庁保健体育課スポーツ振興班班長」を「教育庁保健体育課健康体育班主任指導主事」に、「教育庁文化課文化班班長」を「教育庁文化財課管理班班長」に、「警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課課長補佐」を「警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年8月5日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月5日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会規則第6号

沖縄県歴代宝案編集委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県歴代宝案編集委員会規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（作業部会）

第8条 委員会の円滑な運営を図り、歴代宝案の編集内容に係る専門の事項を調査審議させるため、委員会

に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 3 部会長及び部会員は、県内居住の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会は、部会長が招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
-----------------------------------------------------	---------------------------------------------------